

同期会・分会開催の補助・協力について

1. 目的

わたちの会の活動を活性化するため、同期会開催の補助・協力をを行う。

2. 同期会開催

同期会開催に当たっては、連絡先が把握できている同期の会員全員に案内を送ることとする。

3. 同期会開催への補助・協力

卒業後おおむね5年、10年、20年、30年（以降10周年ごと）の同期会開催に際し、幹事（代議員）より事務局へ申し出があった場合に活動補助として補助金を支給する。

また、必要に応じて幹事（代議員）にわたちの会会員名簿の情報を提供して、同期会開催に協力をする。

4. 補助額

同期会開催への補助額は、5万円を上限として、参加人数等を鑑みて、適宜、理事会にて決定をする。

5. 同期会開催後の責務

同期会開催後は、直近発行予定の会報「わたち」へ開催報告の記事を投稿することを義務づける。

また、同期会開催にあたり得られた最新の名簿情報を事務局へ報告して情報共有する。

6. 申し合わせの適用

本申し合わせは、平成29年6月1日より適用する。

以上